

	質問内容	関係 省庁	回答	再質問内容	
1	<p>今年7月に洞爺湖で開催される先進国首脳会議のホスト国を務める日本は、2001年より毎年発表されている米商務省人身売買報告書において、人身売買対策の最低限の基準を満たさない国(Tier2)にランクされ続けています。ロシアを除く他のG8諸国および韓国がすでに最低限の基準を満たしている(Tier1)と評価されているのに対して、日本が依然Tier2にとどまっていることは、国際社会における日本の評価を著しく貶めています。今年のG8サミットのホスト国として、日本は人身売買問題に対する十分な対策を打ち出す国際的責務があるとJNATIPは考えます。</p>	外務省	<p>1. 我が国としては、人身取引を重大な犯罪かつ人権侵害であると認識し、包括的な「人身取引対策行動計画」の下、これまでも着実な取組を行ってきており、内閣の重要課題の一つとして、人身取引対策について政府一体となって、行動計画に掲げられた施策を引き続き着実に実施していく。</p> <p>2. 当省としては、国際組織犯罪対策について、北海道洞爺湖サミットの場でG8としてしっかり取り組んでいくとのメッセージを打ち出すことも含め、積極的に取り組んでいく考えである。</p>	<p>【外務省】</p> <p>2. について、具体的にどのような取り組みをする予定でしょうか。</p>	<p>【外務省】</p> <p>国際組織犯罪対策について、北海道洞爺湖サミットにおいていかなるメッセージを打ち出すかについては、現在G8各国と協議しているところである。</p> <p>いずれにしても、人身取引対策について、我が国としては、内閣の重要課題の一つとして政府一体となって、行動計画に掲げられた施策を引き続き着実に実施していく。</p>

	<p>来る洞爺湖サミットまたはそれに先立つ外相会合など関連会合において、人身売買の問題を取り上げるべきだと考えますが、その予定はあるでしょうか。</p>				
2	<p>地球環境問題、特に途上国の「適応」対策の一環として、人身売買対策は重要な要素ですが、具体的にどのような対策が取られているのか、あるいは取るようとしているのか、お知らせ下さい。</p>	外務省	<p>一般的に、気候変動問題と人口移動との関係、人の移動と人身取引との関係についてはそれぞれ指摘されているところではありますが、気候変動への適応対策の一環として人身取引対策が直接位置づけられることはありません。気候変動の適応分野における開発途上国支援の考え方については、別途、有識者会議による提言をご参考までにお届けしたとおりです。</p>	<p>【外務省】 昨年春に発表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次報告書第2作業部会報告書は、地球温暖化によって今後干ばつの影響を受ける地域が増加し、また豪雨の頻度が増す可能性が非常に高く、これにより洪水のリスクが増加すると推定している。洪水や暴風雨、熱波によって生活基盤を破壊された人々の中には、移住を余儀なくされたり、移住しない場合でもより過酷な条件での労働を強いられ、その結果、人身売買の被害にあるリスクが高まる人達がいると</p>	<p>【外務省】 ご指摘の IPCC の報告にあるとおり、極端な高温や熱波、大雨の頻度の増加等による干ばつや洪水のリスクの増加等の気候変動の影響は、特に途上国において重要な問題であると認識し、それらの影響の防止及び低減が気候変動の適応策として重要と考えます。 それらの影響等を受けた結果、「移住を余儀なくされたり、移住しない場合でもより過酷な条件での労働を強いられ、その結果、人身売買の被害にあうリスクが高まる」ことへの対策については、同様の事態であって気候変動に起因しないものへの対策と区別すべき特別な理由は認められないこともあり、人身取引対策が気候変動の適応策の一環として直接位置づけられる必要はないと考えます。 いずれにせよ、我が国としては気候変動の適応策及び人身取引対策は共に重要であると考えており、国際社会の責任ある一員として引き続き取組を進めていく考えです。なお、適応策の一環としてではありませんが、実際、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に際しては UNICEF や IOM 等の国際機関を通じて</p>

				<p>予想される。2005年始めのスマトラ沖地震による津波の被災地で、その後人身売買が頻発し、日本政府もユニセフにその対策のための資金提供をしたと承知している。また、アントニオ・グテーレス国連高等難民弁務官は European Foundation Center における2007年7月1日のスピーチにおいて、「現在、世界では貧困、気候変動と環境劣化、紛争と迫害の3つの要因によって移動する人々が増えており、特に非正規の移民は密入国・人身売買ブローカーの犠牲になっている」と述べ、気候変動と環境劣化が人身売買の原因であることを正式に認めている。従って、地球温暖化に伴う「適応」対策の一環として人身売買対策を含める必要があることは既に確認されていると考えますが、この点について日本政府の意見を再度おたずねします。</p>	<p>人身取引対策プロジェクトを実施したところです。</p>
--	--	--	--	---	--------------------------------

3	<p>外国人だけでなく、日本人の女性や子どもも性的搾取を目的とした人身売買の被害者となっています。これらの事件は借金や脅迫での強制売春事件として、ほぼ毎日どこかの新聞で報道されています。2007年の日本の児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件は、警察庁生活安全局「少年非行等の概要」によると1900件を超えています。これらの被害にあふ女性や子ども達のきっかけは街頭スカウトや恋人と思っていた人からのあっせん、出会い系などさまざまですが、これに関して政府としてはどのような取り組みを考えていますか。</p>	警察庁	<p>1.平成19年中における人身取引事犯の検挙は、40件41名であり、被害者数は43名で、そのうち日本人被害者は1名である。</p> <p>2.平成19年中における児童買春および児童ポルノ事件の検挙は、児童買春事件1347件984人、児童ポルノ事件567件377人である。</p> <p>3.同年中の出会い系サイト規制法施行後の誘引の規制(不正誘引)事件の検挙は、122件114人であり、引き続き取り締まりを強化している。</p> <p>4.人身取引事犯、児童買春事件及び児童ポルノ事件等の取締り状況、事件概要などを公表し、社会に警鐘を与えている。</p>	<p>【警察庁】【厚生労働省】</p> <p>「取締り状況や事件概要などの公表」にとどまらず、被害当事者となる危険のある女性や子どもたち、加害者となる恐れのある者達、さらには現に被害者ないし加害者となってしまった人達への対策も必要であると思えます。これらの対策について、その現状や今後の予定をご教示下さい。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>人身取引事犯の防止については関係機関と協力して広報啓発活動に努めており、また、警察庁をはじめ都道府県警察では、出会い系サイト等の有害情報などインターネットや携帯電話の危険性等について、ホームページで紹介するなどしているほか、非行防止教室等で、児童や保護者に対して、インターネットや携帯電話の危険性を扱う際に、具体例として児童買春事件及び児童ポルノ事件について言及しているとともに、フィルタリングの利用促進等により、子どもや保護者の意識啓発に努めている。</p> <p>警察は、児童買春等の被害児童等に対して、各都道府県警察が設置している「少年サポートセンター」を中心として関係機関・団体と連携しつつ、きめ細やかな支援活動を行っている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>男女共同参画会議に設置されている女性に対する暴力に関する専門調査会は、平成16年3月、「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」を策定した。この中で、売買春については、「売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものである。」との認識の下、「搾取を伴う売春の被害者の保護及び自立支援については、婦人相談所と関係諸機関との連携を強化する必要がある。」とされた。</p> <p>また、人身取引対策行動計画においては、「売春による搾取は、人身取引被害者を含め女性の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであり、婦人相談所においては、こうした過酷な状況に置かれた女性に対し、相談・一時保護等、適切な支援の措置を講ずる。」と示している。</p> <p>これらを踏まえ、婦人相談所においては、相談、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに付随した指導を行</p>
---	--	-----	---	---	--

					<p>い、必要に応じて一時保護を行いながら、生活指導・援助や心理学的援助等必要な措置を採っているところである。</p> <p>なお、性被害にあった児童については、児童相談所においてカウンセリングの実施等を行うほか、専門的医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関への紹介を行うなど関係機関が連携して必要な支援を行っているところである。</p>
4	<p>子どもへの有害情報はネットだけでなく、繁華街でばら撒かれるポケットティッシュや雑誌等により提供され、また、高収入アルバイト情報誌（性風俗産業あっせん）やキャッチの男性によるスカウトなどが頻発しており、これら10代の性を利用して利益を得ようとする産業が隆盛となっています。また、都内で活動するJNATIP参加団体も、このような青少年を対象とした有害情報の提供活動や性的搾取を目的とするリクルート活動を目の当たりにしています。これ</p>	<p>内閣府 警察庁</p>	<p>【警察庁】</p> <p>1．東京都では、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例で、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務（性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな役務を含む。）や、もっぱら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務などに従事するように勧誘することなどを規制しており、さらに繁華街を抱える主要な自治体においても、同種の条例が整備されていると承知している。</p> <p>2．非行防止教室等で、児童や保護者に対して、インターネットや携帯電話の危険性を扱う際に、具体例として児童買春事件及び児童ポルノ事件について言及しているとともに、フィルタリングの利用促進等により、子どもや保護者の意識啓発に努めている。</p> <p>【内閣府】</p> <p>内閣府においては、「青少年育成施策大綱」等を策定し、青少年の犯罪被害防止や有害環境対策を含む青少年育成施策の総合的推進を図っている。また、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と、11月を「全国青少年健全育成強調月間」として、国民の理解を深めると</p>	<p>【警察庁】【内閣府】</p> <p>当事者への情報提供の方法については、従来の行政のやり方とは違った柔軟さが必要であると思います。例えば、未成年者に対し有害職業の斡旋を行っている現場での啓発（ex 渋谷の飲食店での広報など）や出会い系サイトでの啓発などです。これら、ネットを使った公共広告、街頭でのキャンペーン等の予定はないのでしょうか。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>内閣府においては、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と、11月を「全国青少年健全育成強調月間」に定めるなどして、青少年の健全育成に関して国民の理解を深めるとともに、社会全体で各種取組が行われるよう国民運動を推進している。これを受けて、運動に協力いただいている関係省庁、地方公共団体及び関係団体等において、地域の実情等を踏まえた様々な啓発活動を実施していただいているところと承知している。</p> <p>【警察庁】</p> <p>警察は、都道府県警察等のホームページや電子メールあるいは関係団体等との合同による街頭キャンペーン、ケーブルテレビなど様々な方法により広報啓発を行っている。</p> <p>出会い系サイト等携帯電話やインターネットの有害情報や危険性等についても、警察庁をはじめ都道府県警察のホームページで紹介しているほか街頭キャンペーンでパンフレットを配布している。</p>

	<p>らの活動に対して、どのような対策をお考えでしょうか。とりわけ、子どもや需要者となる大人達への教育・啓発対策についてお考えをご教示ください。また、罰則等を設けることもお考えであるのかご教示ください。</p>		<p>もに、社会全体で各種取組が行われるよう国民運動を推進している。</p>		
5	<p>店舗型・無店舗型を問わず、いわゆる風俗産業の抑制、及び風俗産業における需要の抑制について、どのようにお考えでしょうか。また、そのための対策についてもご教示下さい。</p>	警察庁	<p>風俗営業、性風俗関連特殊営業等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、営業時間、営業区域、広告・宣伝方法等について規制されており、警察においてはこれらの規制に違反する行為に対しては厳正な取締り等を行い、善良の風俗と正常な風俗環境の保持に努めている。</p>	<p>【警察庁】 1. 「善良の風俗」「正常な風俗環境」の保持とありますが、これはどのような状況を想定されているのでしょうか。 【警察庁】【内閣府】 2. 風俗営業、性風俗特殊営業等、とりわけ無店舗型性風俗特殊営業の許容は、人身取引被害の発見を一層困難にしていると思われます。 実際には、買春客や性風俗店の客が人身取引被害者の第一発見者になるケースが少なくないと思われますが、彼らへの積極的な啓発は行われていません（繁華街の交</p>	<p>1. 【警察庁】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の「善良の風俗」とは、国民の健全な道義観念により人の欲望を基礎とする風俗生活関係が善良の状態を言い、「清浄な風俗環境」とは、さまざまな風俗生活関係から形成される地域の風俗環境その他の風俗環境が清浄な状態を言うとして解している。 2. 【内閣府】 内閣府の作成したポスター（平成19年度版）については、買春が人身取引の要因となることに関することを記述し、買春行為に関する抑制を図ったほか、同ポスターの下欄に「被害者らしい人を見かけたり、」という言葉を付け加え、人身取引被害者の発見者に対して、警察等へ通報するよう呼びかけるなどの啓発をしている。 【警察庁】 買春をした者や性的サービスの提供を受けた者が、自らも捜査対象等になる可能性があるにもかかわらず、積極的に人身取</p>

				番でたまに見られるポスター以外)。今後、彼らを対象とする啓発（買春行為やその類似行為自体の抑制も含め）を行うお考えはありますか。	引被害者の存在を警察等へ通報するとは考えにくく、それらの者のみを対象として、被害者の発見と通報を呼びかける啓発活動を行うことは考えていないが、国民全体を対象とした広報啓発活動については関係機関と協力して行っていく。 なお、警察庁が平成19年10月から運用している通称「匿名通報ダイヤル」は、通報者自身の特定や刑事手続きへの協力を敬遠して通報を躊躇していた者からの有益な情報を得る事をも期待した制度であり、買春客や性風俗店の客などからの通報と思われるものもある。
6	強制売春や強制”援助交際”を経験した女性が受けられるケアがなかなかありません。加害者たちが得た莫大な利益だけでなく加害行為に供した資産も没収し、また懲役刑のみならず罰金刑も併科することとし（必要であれば法改正も行い）、それらの資産及び徴収した罰金相当額を女性たちの支援（カウンセリング含めた医療・ステップハウス・就労支援）に当てられるような制度が必要だと考えます。この点について何	法務省 警察庁 厚生労働省	<p>【警察庁】</p> <p>警察では、人身取引によってブローカー、雇用主等が得た利益のはく奪が図られるよう、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定に基づく没収・追徴保全等の措置、税務当局に対する課税通報を積極的に行うよう努めている。</p> <p>【法務省】</p> <p>犯罪被害者等に対する経済的支援の財源については、内閣府に設置された犯罪被害者等施策推進会議内の経済的支援に関する検討会において、社会の連帯共助の精神に則り、一般財源からの給付を行うことをもって原則とすべきものとされているところであり、お尋ねの支援制度についても、加害者から徴収した罰金や没収した資産を財源とすることは、現時点では検討しておりません。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>1. 援助交際なども含む売春の経験がある方で、保護、援助を必要とする女性等については、婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設等において、相談や一時保護等の必要な援助を行っているところ。</p>	<p>【法務省】</p> <p>1. 人身取引事案（罪名は問いません）につき、罰金徴収や資産没収をした事例がこれまでにあるのでしょうか。あればその概要をご教示下さい。</p>	<p>1.【法務省】</p> <p>平成15年以降に人身取引事案で罰金ないし没収・追徴を科された件数は、把握している限りでは以下のとおりです（一審判決宣告時を基準として算定。なお、平成18年以降に起訴された事案については人身売買罪を含む事例のみを調査対象としており、平成17年以前とは調査対象が異なります。）。</p> <p>平成15年 20件 平成16年 23件 平成17年 41件 平成18年 13件 平成19年 3件</p> <p>事案の一例を挙げると、外国人女性をストリッパーとして稼働させた不法就労助長事案や、外国人女性を売春婦として稼働させた不法就労助長、管理売春事案、営利目的で外国人女性を買い受けた上、繰り返し売春させていたという人身売買、管理売春事案などがあります。</p> <p>2.</p>

<p>か対策を考えておられますか。(ちなみに、以前ブローカーが逮捕された際に、そのブローカーより被害者女性が入所したHELPにお金を提供したいと申し出たケースがあり、結局提供された資金は女性に手渡されたということがあります)</p>	<p>また、支援に際しては、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等の職種の職員が個々のケースに応じて連携を図りながら支援を実施しているところ。</p> <p>2. また、支援の対象としては、売春等を経験した女性に限らず、売春等を行うおそれがある場合や、配偶者からの暴力の被害者等も含め、積極的に保護、援助を行うこととしているところ。</p> <p>(婦人保護事業の対象となる女性)</p> <p>売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者</p> <p>売春経歴を有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者</p> <p>配偶者からの暴力を受けた者</p> <p>家庭環境の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないため、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者</p> <p>3. 今後とも実施関係機関及び民間団体と連携しながら、適切な援に努めてまいりたい。(雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課)</p>	<p>2. 被害者が安心して有益な情報を提供できるような支援体制がないまま、末端のブローカーや風俗店主のみが逮捕されているように思われます。組織的に人身取引に関与する者全体を摘発するためには、とりわけ被害者の保護に関しどのような取り組みが必要だとお考えですか。</p> <p>【内閣府】</p> <p>3、人身取引対策がスタートした2004年当初から「人</p>	<p>【警察庁】</p> <p>警察は、外国人女性被害者からの事情聴取に当たっては、できる限り当該外国人の母国語を解する女性職員を充てるとともに、被害者の心情面に十分配慮するなど、真の供述を得よう努めている。</p> <p>また、事件捜査に当たっては、雇用主等国内にいる被疑者の検挙のみならず、国外にいるブローカーの検挙も目指し、関係国捜査機関に対する情報提供や被疑者の検挙を要請している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」において、婦人相談所に対し、「ブローカーからの脅迫や暴行の恐怖を訴える被害者に対しては、警察との連携や110番通報のしくみについて説明」することや「被害者が加害者の訴追について希望した場合、・・・被害者の意思を尊重した上で、警察署と調整するとともに、在留資格や在留期間について地方入国管理局と緊密に連携する必要」があることを示しているところである。</p> <p>また、被害者への通訳確保、心理的支援、医学的支援、法的支援については、人身取引被害者も含め、一時保護を行っているすべての被害者に対し、必要に応じて実施しているところである。</p> <p>さらに、厚生労働省は、平成13年度より、婦人相談所の夜間警備体制強化加算を負担し、夜間警備の強化を図っている。(負担率1/2)</p> <p>今後とも、被害者の安全確保、心理的安定を支援しながら、関係機関と連携し、被害者の加害者訴追を支援して参りたい。</p>
--	---	---	--

			<p>身取引被害者に対する経済的支援は、犯罪被害者支援一般の中で行う」とのご説明をいただいて参りましたし、左には「犯罪被害者等に対する経済的支援の財源...は一般財源からの給付...原則」とあります。そこで、約4年が経過した現在、被害者に対する経済的支援に関する施策がどのように進展したのかを具体的にご教示ください。</p> <p>【内閣府】【厚生労働省】</p> <p>4、従前より「人身取引は重大な犯罪であり、その被害者は犯罪被害者である」との認識が示されておりますが、現行の犯罪被害者対策の中に人身取引被害者に対する経済的支援として利用できるものがあれば、具体的にご教示下さい。また同様に、人身取引被害者支援団体に対する経済的支援についても、利用できる制度があれば具体的にご教示下さい。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>犯罪被害者等に関する経済的支援については、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、「損害回復・経済的支援等への取組」を5つの重点課題の1つに設定し、関係各省庁において実施しているところであり、具体的には、犯罪被害者への一時避難場所の確保等の施策が実施されていると承知している。</p> <p>また、前記基本計画を受けて内閣府に設置された「経済的支援に関する検討会」において、平成18年4月より検討が重ねられ、平成19年11月に最終取りまとめがなされたが、その結果、関係各省庁において、犯罪被害者等給付金制度の拡充、刑事手続の成果を利用した損害賠償命令制度の導入、被害者参加人のための国選弁護人制度の導入、法テラスの業務開始等の施策が現に実施、あるいは実施予定であると承知している。</p>
--	--	--	--	---

			<p>【厚生労働省】</p> <p>1. 再被害を防止するためには被害者への自立支援が不可欠です。たとえ帰国する被害者が多いとしても、婦人相談所など我が国に滞在中に行われるべき自立支援があるはずです。例えば、基本的なパソコン操作の習得、日本語修得、本国における就業支援に関する情報提供などが考えられ、これらは作業療法としての意味も有すると思われます。そこで、被害者に対する自立支援について、その現状とお考えをご教示下さい。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>人身取引被害者に特化したものではないものの、犯罪被害者等に対する経済的支援として、前記問3に対する回答記載の各施策が関係省庁によって、現に実施、あるいは実施予定であると承知している。</p> <p>被害者支援団体に対する経済的援助に関しては、やはり人身取引被害者に特化した団体ではないものの、全国被害者支援ネットワーク等の支援団体への財産的援助が、関係各省庁において実施されていると承知している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>人身取引対策行動計画において、平成17年度から一時保護委託の対象を人身取引被害者にも拡大したことを受け、婦人相談所と児童相談所は17から19年度までの3カ年度において77人の一時保護委託を行った。このうち18人については、いわゆる民間シェルターへの委託である。</p> <p>一時保護委託費については、平成20年度において、14日以内の委託費を一日あたり6,490円から7,650円へ、14日を超える委託費を一日あたり5,110円から7,500円へ、それぞれ増額したところである。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>人身取引被害者の再被害を防止することは重要であり、帰国後の社会復帰支援の一貫として、IOMが職業訓練等の手配を行っているものと承知している。</p> <p>婦人相談所における被害者支援は、安全・安心に過ごしてもらうための生活場面の支援、医療支援、心理的支援そして法</p>
--	--	--	---	--

				<p>2．無料低額診療事業など他制度を利用できない場合に備えて予算化している医療費につき、その金額と利用状況をご教示下さい。</p> <p>3．支援の実施担当者のなかに心理療法担当職員との言及がありますが、具体的にどんな資格・役務の人が、何をしていますでしょうか。</p>	<p>的支援を中心に構成される。人身取引被害から解放された直後の者にとって、落ち着いた生活と医療支援等がまさに必要であると考えられるところである。また、被害者は警察等関係機関への協力にも時間を割いている。</p> <p>人身取引被害者の一時保護期間は平均して24日ほどであり、現行の支援の枠組みを充実させていくことが、婦人相談所における確実な被害者支援であると考ええる。</p> <p>2．人身取引被害者のために、無料低額診療事業等他法他制度が利用できない場合に備えて確保している医療費に対する支援は、事業を開始した平成18年4月1日から19年12月31日までに23人の被害者に提供し、約50万円を執行した(国負担と都道府県負担の合計額)。診療科目は婦人科、内科、外科、歯科、精神科等である。なお、この事業のほかにも、婦人相談所の嘱託医が医療を提供するなど、被害者の負担なしに提供した医療もあると承知している。</p> <p>3．婦人相談所一時保護所において心理療法を担当する職員は、通知により、「大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする」と明示され、基本的にカウンセリング等を行っているものであるが、具体的な内容は被害者ごとに異なるものと承知している。</p>
7	性的虐待や搾取(労働搾取を含む)につき、その需要の抑制は極めて重要であると考えま	内閣府 法務省	【警察庁】 警察庁は、人身取引事犯の取締り状況等について、ホームページ等で公表するとともに警察白書に登載することにより、情報提供している。	【警察庁】【内閣府】 1．具体例に基づき、外国籍の人に注意を喚起するような広報物・HPをご教示くだ	1． 【内閣府】 内閣府はポスターを作成していることのみであり、それ以上に提供できる資料はない。

	<p>す。そのための人々への情報提供・教育・啓発、罰則の強化など、具体的な対策があれば、その内容をご教示ください。</p>	<p>警察庁</p> <p>また、性的虐待や搾取の温床ともなっている不法就労等を防止するための指導・啓発活動を行うとともに、積極的な取締りにも努めている。</p> <p>【法務省】</p> <p>1．性的虐待や性的搾取、強制労働については、刑法、売春防止法、職業安定法、児童福祉法、労働基準法等により罰則が定められています。</p> <p>また、従前は性的搾取や強制労働を目的とした人身売買行為そのものに対する罰則がなかったことから、平成17年の刑法改正により罰則を新設しました。</p> <p>2．人権擁護機関では、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であることを周知し、人権尊重思想の普及・高揚を図るため啓発冊子やチラシの配布等の啓発活動を実施しています。</p> <p>また、人身取引の被害者を含め、あらゆる人権侵害による被害者の救済を図るため、法務局・地方法務局及びその支局で開設している常設相談所のほか、公民館等で開設する特設相談所において人権相談に応じているほか、電話による人権相談にも応じています。これらの相談を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、調査を行い、人身取引等の人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じています。</p> <p>【内閣府】</p> <p>内閣府男女共同参画局においては、平成16年に策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、女性に対する暴力をなくす観点から、人身取引の根絶に向けて、関係省庁との連携の下、広報啓発を推進している。</p>	<p>さい。人身取引被害者の中には、自分が「被害」にあっているとの認識、それが「人身取引」被害であるとの認識を有していない場合が多いと考えられますが、現在の啓発資料の多くは、多言語であっても、被害者がこれら認識を有していることを前提としていないと思われます。そうではなく、より被害当事者の目線にたった啓発事業があれば、ご教示ください。</p> <p>2．一般向けの啓発においても、具体的で、自分の生活とどのように関わっているのか（関わりうるのか）を示す啓発物が必要であると思います。そのような資料を教えてください。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>警察庁は、被害者が安心して警察等に保護を求められるよう9カ国語で呼びかけるリーフレットを作成・配布しているが、当該リーフレットは、被害者であるとの認識を有する人をのみ対象としたものではなく、人身取引への関心を高める効果も期待して広く活用しており、当該リーフレットを手にした外国人女性から「お守りになる」との声も聞かれている。</p> <p>2．</p> <p>【内閣府】</p> <p>内閣府はポスターを作成していることのみであり、それ以上に提供できる資料はない。</p> <p>【警察庁】</p> <p>警察庁では、関係機関、団体等の協力を得て、女性や児童を言葉巧みに騙したり、あるいは強制的に他国へ入国させて、売春などの性的搾取を目的に働かせる人身取引の実態をドキュメンタリーで構成したビデオ、DVD「トラフィッキング（闇の人身取引ビジネス）」を制作し、関係機関等に対しても、効果的に活用してもらえる事を期待して配付しており、当該DVDを使用して学生を対象に講義を行ったところ、学生達が人身取引を身近な問題としてとらえようとするなどの効果があった旨の連絡も寄せられている。</p>
--	---	--	---	--

		<p>平成19年度には、買春と人々の無関心が人身取引の原因であることを国民に対して啓発するためのポスターを作成し、各都道府県、地方入国管理局、法務局・地方法務局、都道府県警察、空港等、全国に配付している。</p>	<p>【法務省】 人権擁護機関の職員や人権擁護委員に対し、人身取引に関する研修は実施されているのでしょうか。その回数・内容もあわせてご教示ください。</p> <p>【厚生労働省】【法務省】 ご承知のとおり、「性的搾取」だけでなく「労働搾取」を目的とする人身取引もあります。そこで、我が国にもおいて労働搾取を目的とする人身取引が存在するとの認識をお持ちであるか否かをご教示ください。また、そのような認識を有しているのであれば、それに対していかなる対策を講じているのかもご教示ください。</p> <p>【内閣府】 女性に対する暴力をなくす観点からの広報啓発の推進</p>	<p>【法務省】 人権擁護機関の職員及び人権擁護委員に対しては、人権に関する各種研修等において、人権課題の一つとして、人身取引（トラフィッキング）を説明しています。</p> <p>【法務省】 刑法226条の2は営利目的での人身売買罪を規定しているほか、労働基準法5条は強制労働罪を規定しており、これらの規定に反する行為が認められれば、検察当局は法と証拠に基づいて適切に対応していくものと承知しています。</p> <p>強制労働目的での人身取引で刑法の人身売買罪を適用した事案は現時点で把握しておりませんが、たとえば平成19年には、労働基準法違反（強制労働）で2名が処罰されています。</p> <p>この事案は、暴力団組長が経営する建設会社で大工として雇い入れた被害男性が退職を願い出たところ、暴力団組長と幹部が、暴力団の威力を背景に被害男性を脅迫して労働を強制し、引き続き大工として稼働させたというものです。</p> <p>【厚生労働省】 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制する労働基準法第5条の規定に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処することとしている。</p> <p>【内閣府】 現在、内閣府作成の人身取引対策ポスターについては、教育機関には配布していない。ただし、男女共同参画推進本部主催</p>
--	--	--	---	---

				<p>に関し、内閣府男女共同参画局は、文部科学省とどのような連携をとっていますか。</p> <p>大学、高専、研究機関、生涯教育関連機関などにポスター配布を依頼なさっていますか。</p>	<p>による「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発ポスターについては、「人身取引」という文言を加え、文部科学省へ1,300部配布している。</p>
8	<p>また、性的虐待や搾取の加害者を対象とする矯正プログラムの開発・普及も重要ですが、この点について具体的な対策をお考えでしょうか。</p>	<p>法務省</p>	<p>1. 刑事施設においては、平成18年5月の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成19年6月に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）の施行に伴い、性犯罪者に対する改善指導として性犯罪再犯防止指導を行っています。同指導は、川越少年刑務所、奈良少年刑務所を推進基幹施設とし、本年度は全国18庁の刑務所に対象者を集めて、性犯罪者処遇プログラムに基づく処遇を実施しています。</p> <p>2. 保護観察所（全国50か所）においては、平成18年度から、性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官の関与を高めた処遇プログラムを実施しています。</p> <p>なお、同処遇プログラムは、特別遵守事項（注）として設定して対象者に受講を義務付けており、平成20年6月からは、更生保護法の施行に際し、「専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇」として、法務大臣により定められました。</p> <p>（注）保護観察の期間中、遵守すべき特別の事項として、保護観察に付されている者ごとに定められるものであり、これに違反した場合には、仮釈放の取消しなどの措置をと</p>		

			ることがあります。		
9	<p>最近内閣府が作成した人身売買に関するポスター、及び毎年作られる警察庁のカードについて、各都道府県等に配布されているとのことですが、実際に何部印刷して、どこに置かれて、どういう使われ方をしているのか教えてください。管見する限り、都内の交番、警察署、男女共同参画センターなど見かけたことはほとんどありません。</p> <p>また、人身売買問題は海外だけではなく、国内において発生しているわけですが、この点に焦点を当てたポスター作成を行う計画はあるのでしょうか</p> <p>【ご参考】</p> <p>今年内閣府が作成した人身売買に関するポスターについては以下の</p>	内閣府	<p>内閣府では平成16年に策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、平成16年度から毎年アピールする内容を変え、ポスターを作成、全国の関係機関等に対して配付している。</p> <p>平成19年度においては、「気づいてください「買春」と「人々の無関心」が人身取引の原因であること」と題したポスター2万8千部、及びポスターをA4版に縮小し、裏面を英語版としたリーフレット5万部を作成したところ。</p> <p>同ポスター等については、各地方公共団体、女性センター、地方入国管理局、法務局・地方法務局、都道府県警察本部、旅券事務所、在日大使館、空港・港湾、日本弁護士連合会・県弁護士会、民間団体に配付している。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>1. 次年度以降、日本国内で行われる性的搾取・労働搾取に焦点をあてた啓発資料の作成をお考えでしょうか。</p> <p>2. 左記ポスター等の配布先において、これらが実際にどのように使われているのかを調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>3. JR・私鉄・地下鉄・バス等の公共交通機関に協力を要請し、駅や車両内にポスター等を掲示・配布することは検討されたでしょうか。</p> <p>【警察庁】</p> <p>多言語で作成したカード(リーフレット)について、その配布先である各都道府県警察や関係機関において、実際にこれがどのように使われたかを調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>1. 今年度のポスターについては、まだ検討途中であり、お示しする段階にない。</p> <p>2. ポスターのあて先だけで1,000以上の団体に配布しており、団体ごとにどのように使用されているかを調査するのは、コストの面でも難しいと考える。いずれにしても、配布先において可能な限り、ポスターの趣旨にあった場所に掲示されるなど、適切に使用されているものと認識している。</p> <p>3. 公共交通機関に掲示することを検討したが、予算上の制約から実施しないこととした。</p> <p>【警察庁】</p> <p>警察庁として、都道府県警察における個々の活用状況を把握することは考えていないが、在庫状況やその効果的な活用事例等を把握し、更なる活用を図っていく。</p> <p>なお、過日、某県の国際交流協会から、「県警察からもらったが、登録している外国人全員に配付したいので、可能であれば追加して欲しい。」との要請を受けて、追加送付(300枚)した例があり、効果的活用が図られていると考えている。</p>

意見が寄せられました。

- 10 数年前のアジアへ買春に出かけていくような状況を問題にしており、人身売買大国といわれる国内の今の問題をネグレクトしている。

- 被害者の人権などに触れられていない。

- 「物」と同じように買うことが人身売買だと、買う人（男性）に知らせたいという図柄だと思うが、それ自体が「ひどい！」人権侵害という印象。

- 国内で出来た「行動計画」や「人身売買罪」に触れていない。

- 海外での買春行為が続いている以上、海外渡航者への啓発の必要性は否定できないが、より重大で焦点をあてるべきは国内での需要抑制である。従って、

	次年度以降、国内需要の抑制に焦点を当てた啓発活動をすべきである。				
10	人身売買被害者の受入を行っている婦人相談所が被害者個々のケースを把握することは、被害者のケア（母国に帰還後の社会統合も含めて）にとってきわめて重要です。例えば、人身売買被害者がどのような経緯で、どのような搾取を受け、どのような身心の被害を受け、どのようなケアを望んでいるのか等の情報は、有効な被害者ケアを行うために不可欠ですし、被害の未然防止にも資すると考えられます。2005 年度以降、婦人相談所で保護した人身売買被害者として認定されて保護された人たちに対して、上記のような目的のた	厚生労働省	<p>1 . 婦人相談所においては、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者に対し、適切な支援を行うため、個々のケースに応じて必要な事項について調査・聞き取りを行っている。その際には、医師、看護師、婦人相談員、心理判定員、心理療法担当職員、一時保護所指導員などの職員が、適切な方法で行っているところ。</p> <p>2 . また、このような支援を実施するに当たっては、警察、入国管理局、大使館や I O M、 N G O などと連携を図りながら、個人情報に十分配慮しつつ、被害者が何度も同じことを話す必要がないようにするなど、被害者の負担軽減の観点からも必要な情報提供・情報交換を図っているところ。</p> <p>3 . 人身取引被害者に関する個別具体的な情報については、婦人相談所が個々の人身取引被害者に対し、適切な支援を実施するために把握しているものであり、個々のケースによって把握する内容も異なるとともに、個人情報であることから、公表することは非常に難しいものと考えている。</p> <p>4 . なお、母国に帰還後の社会統合については、 I O M 等において適切に実施されているものと考えている。</p>		

	<p>めの調査・聞き取りは行なわれているか否か、もし行なわれているのであれば、どのような形で、どのような内容の調査が行われているのかを、お知らせ下さい。</p> <p>また、その記録があれば提出して下さい。</p>				
11	<p>人身売買被害者対策として、2005年度以降、どのような事業を実施したのか、執行済み予算額の内訳も含めて、お知らせください。</p>	<p>厚生労働省 法務省</p>	<p>【法務省】</p> <p>1．2006年度（平成18年度）に人身取引等の被害者の保護について記載した犯罪被害者用パンフレットを作成し、支援体制の確立に努めています。執行済み予算額は675万5千円です。</p> <p>2．法務省の人権擁護機関では、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であることを周知し、人権尊重思想の普及・高揚を図るため啓発冊子やチラシの配布等の啓発活動を実施しています。</p> <p>また、人身取引被害者を含めあらゆる人権侵害による被害者の救済を図るため、法務局・地方法務局及びその支局で開設している常設相談所のほか、公民館等で開設する特設相談所において人権相談に応じているほか、電話による人権相談にも応じています。これらの相談を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、調査を行い、人身取引等の人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じています。</p>	<p>【法務省】</p> <p>左記「実態調査」の内容をご教示ください。</p> <p>2007年の興行目的の入国者数は約3万9千人ではな</p>	<p>【法務省】</p> <p>入管法改正や在留資格「興行」に係る上陸許可基準の改正を踏まえ、同基準の適合性や勤務形態等を確認するため、鋭意調査・摘発を実施しています。また、この調査の結果や摘発の結果を踏まえて、上陸審査（含む在留資格認定証明書交付申請に対する審査）の厳格化を実施しています。</p>

		<p>2005年度 41億8800万円の内数 2006年度 39億6500万円の内数 2007年度 37億5800万円の内数 2008年度 37億2400万円の内数</p> <p>3. 人身売買被害者対策として、人身取引の現状や取り組みに関する講義を含めた形での入館職員対象の「人権研修」を実施しました。なお、平成19年度における本経費は、88万7千円を執行しています。</p> <p>人身取引被害者が多く含まれているとされる興行目的での入国・在留申請事案に厳格に対応するため、全国規模での実態調査を実施しています。なお、当該実態調査に係る経費として、旅費のほか自動車借上料等の諸経費が予算措置されているところ、当該対策として特化した執行済額の算出は困難であるが、当該実態調査の効果として、2004年には興行目的の入国者数が約13万5千人であったのが、2007年には約5500人と大幅に減少しています。なお、平成20年度予算額は、617万7千円です。</p> <p>人身取引被害状況等に関するデータベースシステムの構築・運用。なお、本件に係る執行済額は、388万6千円です。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省予算にかかる主な事業は以下の通り。人身取引被害者のみが利用している事業は、1. (医療費)のみであり、他はすべてDV被害者等も対象に含めた事業である。</p> <p>1. 婦人保護事業費負担金(負担率1/2 平成18年度決算額総額7億6006万円)の一部で以下の事業を実施。 婦人相談所一時保護所職員設置に係る費用(平成17年</p>	<p>いでしょうか(5,500人というのはフィリピン人のみの人数だと思われます)。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>各事業について、人身取引対策として用いられた金額をご教示ください。</p> <p>1 についても、具体的金額をご教示ください。</p>	<p>2007年の在留資格「興行」による入国者数は、御指摘のとおり、約3万9,000人です。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>前回回答のとおり、人身取引対策に関わる事業については、人身取引被害者医療費以外は、すべてDV被害者等婦人保護事業利用者と共用の事業であり、人身取引対策分だけ分けて決算することはしていない。</p> <p>人身取引被害者に係る医療費に対する支援は、事業を開始した平成18年4月1日から19年12月31日までに23人の被害者に提供し、約50万円を執行した(国負担と都道府県負担の合計額)。診療科目は婦人科、内科、外科、歯科、精神科等である。なお、この事業のほかにも、婦人相談所の嘱託医が医療を提供するなど、被害者の負担なしに提供した医療もあると承知している。</p>
--	--	--	---	--

			<p>度以前より実施)</p> <p>婦人相談所一時保護所への心理療法担当職員雇上費加算 (平成17年度以前より実施)</p> <p>一時保護委託費(人身取引対策としては平成17年度より実施、20年度に拡充)</p> <p>通訳雇上費(平成17年度以前より実施)</p> <p>人身取引被害者医療費(平成18年度より実施)</p> <p>2. 婦人保護事業費補助金(補助率1/2 平成18年度決算額総額11億5237万円)の一部で以下の事業を実施。</p> <p>婦人保護施設の精神科医雇上費(平成17年度以前より実施)</p> <p>心理療法担当職員雇上費加算(平成17年度以前より実施、19年度に拡充)</p> <p>3. 児童虐待・DV対策等総合支援事業(補助率1/2 平成18年度決算額総額13億5547万円)の一部で以下の事業を実施。</p> <p>休日夜間電話相談事業費(平成17年度以前より実施)</p> <p>配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業費(平成17年度以前より実施)</p> <p>配偶者からの暴力相談担当職員研修費(平成17年度以前より実施)</p> <p>法的対応機能強化事業費(平成18年度より実施)</p>		
12	日本国内で外国人に対する労働搾取が頻発し、その中には人身売買と疑われるケースも	法務省 厚生労働	<p>【法務省】</p> <p>人身取引対策行動計画に基づき、人身取引の予防・撲滅・被害者保護のため、入管法の改正(人身取引等の定義規定、被害者の在留特別許可等)、在留資格「興行」に係る上陸許</p>	(差し替え) 再質問: 外国人研修生、技能実習生について、労働搾取ではないか	<p>【経済産業省】</p> <p>1. 外国人研修生・技能実習制度に関し、昨今、一部の受入企業において、賃金の不払いや不当な管理など不適正な事例が発生していることについては遺憾であり、是正の必要があるもの</p>

	散見されます。これらについてどのような対策を講じているのか、ご教示ください。	省 経済 産業 省	可基準の改正、上陸審査の厳格化、実態調査、被害者保護のための摘発、加害者の告発等を行ってきました。今後も関係機関と連携の上、人身取引対策に取り組んでいくこととしています。	との指摘が多数なされております。この問題について経済産業省はどのような対策を講じているのか、ご教示下さい。 【厚生労働省】 外国人に対する労働搾取の是正は少なくとも厚生労働省の所管事項ではあるので、是非、回答をお願いいたします。	と認識。 2 .当省では、本制度の適正化を中心とした制度見直しのあり方について、昨年、有識者の研究会報告を公表したところ。当省としては、今後とも関係省庁と連携し、研修・技能実習生の保護の強化等、より良い制度の構築に向けて取り組んでまいる所存。 【厚生労働省】 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制する労働基準法第5条の規定に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処することとしている。
13	日本に長期間滞在を希望する人身売買被害者に対して、生活のための一時金支給が必要であることは以前から申し上げていますが、現在これが実現できない理由をご教示下さい。	法務 省	【法務省】 担当でないためお答えできない。		
14	人身売買被害者の認定について、その基準・方法を明らかにして下さい。 例えば、風俗店に捜	警察 庁 厚生 労働 省	【警察庁】 1 . の場合のように、入管法違反等の捜査過程で外国人を被疑者として扱った場合、本人及び関係者から、国籍、滞在資格、稼働状況等について事情聴取を行い、人身取引議定書の定義に照らして、人身取引事犯の被害者であるか	1 .【警察庁】【法務省】【外務省】過去数年、被害者認知数が減少していますが、人身取引は減少に向かっているという認識をお持ちなので	1 . 【警察庁】 全体として検挙件数等が減少した理由としては、「人身取引対策行動計画」の策定（平成16年12月）から3年を経過し、この間における警察を含めた関係省庁による人身取引事犯の

<p>査に入ったところ、オーバーステイの外国人女性がいた場合、</p> <p>外国人が居住するアパート居室を入管法違反容疑で捜査したところ、オーバーステイの外国人（女性、男性の双方）がいた場合、</p> <p>上記の場合、そこで保護した外国人女性が性的搾取を受けていると思われるのにその後の取り調べで「自分は性的搾取を受けていない」と回答した場合、警察はどのような判断を下しているのでしょうか。</p>	<p>法務省</p>	<p>どうか判断している。</p> <p>2. また、その際に のように本人又は本国の家族に危害が加えられることへの恐怖感、高額な債務が残存している場合の不安感、ブローカー等から事前に警察に対する不信感を植えつけられることなどにより、当該外国人が、供述を拒否したり、真実を述べない傾向がみられるが、当該外国人の心情面に十分配慮する等、真の供述を得るようになるとともに、関係者の供述や捜査で判明した事実を参考にし、人身取引事犯の被害者であるかを総合的に判断している。</p> <p>【法務省】</p> <p>摘発等において、人身取引等が行われているおそれがあるとの事情が看取された場合には、執務参考資料として作成した入管法に規定する人身取引の定義の解説、調査の留意事項を基に、加えて、世界保健機関（WHO）や国際移住機関（IOM）が作成した被害者該当性判断のための調査事項等を参考として慎重かつ十分に調査を行うとともに、警察、在日外国公館、IOM等とも連携し、情報の提供を受けるなどして、人身取引被害者が否かの判断を行っています。</p> <p>なお、被害者と思われる者が供述しなかったり、被害者性について自認しない場合であっても、加害者の存在や支配・管理下におかれていたことが推認されれば、被害者として認定し、所要の手続を行うこととなります。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>1. 厚生労働省では人身取引被害者の認定行為自体は行っていない。</p> <p>2. 婦人相談所では、「人身取引行動計画」に基づき、警察</p>	<p>しょうか。「地下」への潜在化が進んでいることから、ポスターや多言語による通報情報のカードなどの配布努力にもかかわらず、被害者の保護が困難になっているのではないのでしょうか。</p> <p>もし潜在化が進んでいずれば、どういう形態が考えられ、その解決のためにはどうすればよいとお考えでしょうか？</p>	<p>防止・撲滅に向けた各種対策の効果が現れているほか、事案の潜在化が進んでいる可能性があるとも考えている。</p> <p>警察庁は、平成15年12月に、人身取引に関する情報交換等を行い、被害者の保護の適正を図ることを目的として、関係省庁、NGO等民間団体との間でコンタクトポイントを設けており、また、平成19年10月から、通称「匿名通報ダイヤル」を運用するなど情報収集に努めているところであるが、有益な情報が提供されるよう呼びかけていく。</p> <p>【法務省】</p> <p>保護件数に関わらず、人身取引被害は引き続き発生し、存在しているものと考えています。</p> <p>「潜在化」につきましては、そもそも人身取引事件自体が潜在的な犯罪であるところ、近年の傾向として、管理支配体制の巧妙化、または、管理手法の変化などにより、保護件数が減少傾向にあるとも推認されますが、今後更に「潜在化」の形態を解明し、保護を行っていくためには、多くの方からの情報提供が重要であると考えています。</p> <p>今後とも、人身取引対策行動計画に基づき、上陸審査の厳格化、実態調査、被害者保護のための摘発、加害者の告発等を行っていくこととしておりますので、NGOの皆様方からの積極的な情報提供等のご協力をお願いします。</p> <p>【外務省】</p> <p>行動計画の下、これまで政府がNGO、関係国及び国際機関等と連携しつつ行ってきた総合的な対策により、我が国を目的地とする人身取引は減少に向かっていると考える。特に、取締まりの強化や、在留資格「興行」に係る査証審査、上陸審査厳格化により、特に「興行」によるフィリピン女性の入国は行動計画前の10分の1以下にまで大幅に減ったので「興行」の悪</p>
---	------------	--	---	---

や入国管理局等から人身取引被害者の保護を依頼された場合において、婦人相談所での一時保護や、所在地の秘匿性等からより適切な保護が見込まれる場合に、一定の基準を満たす民間シェルター等に一時保護の委託を行い、適切な保護を実施しているところである。今後とも関係機関及び民間団体と連携しながら、適切な支援に努めて参りたい。

【厚生労働省】【警察庁】【法務省】

人身取引被害者の認定を単独で行わないとしても、警察や入管における認定の際に、被害者の立場・心理を理解する者として関与することはないのでしょうか。現在関与していないとしても、今後関与するお考えはありますか。NGOの関与についても、お考えを教えてください。

用による人身取引は確実に減少していると認識している。

一方、いずれの在留資格や査証も犯罪組織に悪用される可能性があるため、被害者が発生している地域の在外公館においては、興行以外の査証申請についても引き続き厳格な審査を行っている。

また、外務省は、日本への渡航を計画する外国人が犯罪組織に騙されたり、外国人を招聘しようとする日本人が犯罪組織に利用されたりすることのないように意識啓発を図る広報資料を作成し、昨年8月より外務省ホームページに掲載しているほか、外国人向けの資料については、人身取引被害が多発している国や地域の言語に翻訳し、在外公館の査証申請窓口や現地の旅行代理店等を通じて、潜在的被害者の目にとまるように配布している。

2 .

【警察庁】

警察においては、事案に応じて、入国管理局等関係機関と連携し、情報の提供を受けるなどして人身取引被害者が否かの判断を行っている。

【法務省】

法務省入国管理局においては、警察、在日外国公館、IOMと連携し、情報の提供を受けるなどして、人身取引被害者が否かの判断を行っています。

同様に、人身取引被害者性判断に係る行政手続を進めるに当たっては、保護しているシェルターのNGO等の職員の方の知見や情報の提供、精神的な補助は重要であると認識しています。

				い。	<p>なお、既に回答しておりますとおり、被害者と思われる方が供述しなかったり、被害者性について自認しない場合であっても、事実認定や信ぴょう性評価の結果、加害者の存在や支配・管理下におかれていたことが推認されれば、被害者として認定し、所要の手続を行うこととなります。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>平成13-19年度に婦人相談所等で一時保護した人身取引被害者は222人であるが、うち212人は警察か入国管理局を経由した一時保護である。これらのケースについては、基本的に人身取引被害者としての認定が行われたうえで一時保護に至ったものである。</p> <p>222人のうち10人は、被害者の母国の大使館等を経由した一時保護である。これら認定前の被害者について、事案に応じて警察や入国管理局へ連絡をとり、適宜、認定のための手続が行われるものと承知しているが、婦人相談所等における支援を通して把握した内容については、必要に応じて関係機関への情報提供を行っている。</p> <p>今後とも認定作業に際しては、必要に応じて関係機関に対する情報提供等の協力を行って参りたい。</p>
15	2006年10月28日に日本の警察がカンボジアのAFESIPのシェルターで尋問を行なった、日本人男性によって性的搾取を受けたカ	警察 庁 外務 省	<p>【警察庁】</p> <p>1.カンボジア国内における邦人による児童買春事件について、カンボジア国家警察から被害児童を発見・保護した旨の連絡を受けたことから、同国に捜査員を派遣し、同国国家警察による事情聴取に立ち会ったもの(2006年10月4日)。</p>	<p>【警察庁】本件については、2007年3月に有罪判決がなされたとのことですが、同年5月上旬に行なわれた被害者に対するカウンセリングにおいて、被害者は加害者が日</p>	<p>【警察庁】</p> <p>警察庁は、2006年12月、カンボジア国家警察に対し、被疑者が逮捕・起訴されたことの情報提供を行った</p> <p>なお、被害者には、直接、連絡はしていない。</p>

	<p>ンボジア人の女性のケースについて、その後の経緯をお知らせ下さい。</p>		<p>2.平成18年10月、当時28歳の無職男性を、カンボジア国内における児童買春事件で逮捕している。また、翌月、同人を当該児童の児童ポルノを製造、日本国内への輸入等の罪で再逮捕し、それぞれ起訴している（懲役3年、執行猶予4年）。</p> <p>【外務省】</p> <p>外務省としては、警察庁からの依頼を受けて、警察庁担当者のカンボジアにおけるカンボジア政府捜査機関等とのアポの取り付けなどの便宜供与を行ったが、その後の経緯については把握していない。本件質問事項については警察庁から回答が行われるものと承知している。</p>	<p>本において有罪判決を受けたことを承知していませんでした。</p> <p>捜査に協力した被害者に対して、日本政府はどのような形で、何時、本件の経緯を知らせたのでしょうか。</p>	
16	<p>インターネットを悪用した児童買春、児童ポルノ等の犯罪に対する対策はどうなっているのでしょうか。</p>	<p>法務省 警察庁</p>	<p>【少年課・情報技術犯罪対策課】</p> <p>1.児童買春や児童ポルノは、児童の権利を著しく侵害し、児童の心身に有害な影響を及ぼすものであり、その防止及び根絶は国際的にも重要な課題となっており、児童買春・児童ポルノ法を積極的に運用して徹底した取締りを進めている。</p> <p>2.また、出会い系サイトの利用に起因する児童買春・児童ポルノといった犯罪を防止するため、平成15年、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めた「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が制定された。また、今国会において、インターネット異性紹介事業者に対得する規制の強化等を内容とする同法の一部改正法が成立した。</p> <p>3.平成19年中のインターネット利用に係る児童買春及</p>		

		<p>び児童ポルノ事件の検挙は、それぞれ551件、192件である。</p> <p>4．また、同年中の出会い系サイト利用に関係した被害児童数は、1100人である。</p> <p>5．児童買春事件及び児童ポルノ事件等の取締り状況、事件概要などを公表し、社会に警鐘を与えている。</p> <p>6．インターネット上における児童ポルノや児童買春の誘引を始め、インターネット上の違法情報・有害情報に対して効果的に対応するため、警察庁では、一般のインターネット利用者から通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼し、有害情報については直接プロバイダ等に削除依頼するホットライン業務を平成18年6月から民間団体に委託し、インターネット・ホットラインセンターとして運用している。</p> <p>7．非行防止教室等で、児童や保護者に対して、インターネットや携帯電話の危険性を扱う際に、具体例として児童買春事件及び児童ポルノ事件について言及しているとともに、フィルタリングの利用促進等により、子どもや保護者の意識啓発に努めている。</p> <p>8．被害児童に対しては、女性警察官に事情聴取を担当させるなど、被害児童の精神的負担の軽減に努めるとともに、少年補導職員等の警察職員が中心となって、カウンセリング等の継続的支援を行っている。</p> <p>【法務省】</p> <p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律において、児童買春の周旋や勧誘、インターネットを介して児童ポルノを提供する行為につき罰則が規定されています。</p>		
--	--	--	--	--

17	<p>海外での日本人の買春行為の抑制に向けた対策をご教示下さい。また、そのための国際協力や啓発活動として、どのような対策をお考えでしょうか。</p>	<p>国土交通省 外務省 内閣府</p> <p>【国土交通省】 旅行業法に基づき、法違反事項があれば適切に対応する。</p> <p>【外務省】 我が国は2005年1月、児童買春行為の犯罪化を定める「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を締結し、同議定書の実施に係る取組みを推進してきている。</p> <p>また、我が国は、2001年12月、UNICEF、国際NGOであるECPAT国際ショナル及び児童の権利条約NGOグループの共催により「第2回児童の商業的性的搾取に反対する横浜会議」を横浜にて開催し、児童買春を含む児童の商業的性的搾取の問題に対して関係者が一致して取り組む必要性を訴えた。同会議では各国政府代表、子ども、NGO等約3000名の参加を得、国内外より高い関心が寄せられた。</p> <p>本年11月、リオデジャネイロで開催される第3回世界会議では、第2回横浜会議のフォローアップや様々なテーマに基づく議論を通じ、具体的な行動計画や国際協力の実現を目指す予定であり、第2回横浜会議のホスト国である我が国も成功に向け、準備段階から協力を行っている。</p> <p>外務省においては、海外渡航者に対する啓発活動として、日本人海外旅行者向け海外安全対策に関する冊子を作成し、その中で、児童買春について国外犯処罰規定がある旨明記し、パスポートセンターや旅行会社等に35万部配布するなどして、日本人による外国における児童買春発生防止のための広報を行っている。今後とも、右冊子の配付を含め、日本人による児童買春を防止するための啓蒙活動に取り組んでいく所存。</p>	<p>【国土交通省】 (差し替え)</p> <p>海外での日本人の買春行為に関し、具体的にどのような行為が法違反となり、それに対しどのような対処をしたのかを教えてください。また、国内外での日本人の買春行為の抑制に向けた対策としては何を実施しているのか、教えてください。</p>	<p>【国土交通省】 旅行業者等が児童買春旅行等の違法行為について便宜を図ることは、旅行業法により禁止されています(別紙参照)。</p> <p>国土交通省においては、毎年、旅行業法に基づき旅行業者に立入検査を行っているところであり、旅行業者等が禁止行為を行っている場合には処分等を行うこととなります。</p> <p>また、児童買春旅行を予防するため、旅行業界に対し「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を遵守し、児童買春に関与しないよう指導しています(別添参照)。</p> <p>さらに、積極的な抑制対策についても、内閣府作成のポスターを空港に掲示する際の調整を行うなどの協力を行っているところです。</p> <p>(参考)</p> <p>民間レベルでも、05年3月に(社)日本旅行業協会、(社)日本海外ツアーオペレーター協会及び大手旅行会社60社が、ユニセフが進める「旅行と観光における性的搾取からの子供の保護に関する行動規範」に調印し、業界を挙げて買春防止に取り組んでいます(http://www.unicef.or.jp/code-p/index.htm)。</p>
----	--	---	--	---

			<p>【内閣府】</p> <p>内閣府では平成16年に策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、平成16年度から毎年ポスターを作成、全国の関係機関等に対して配付している。</p> <p>内閣府が平成19年度に作成したポスターについては、「気づいてください「買春」と「人々の無関心」が人身取引の原因であること」、副題「海外で買った・・・あなたはすべて言えますか?」と題し、海外での日本人の買春行為の抑制・国民の意識啓発を目的に、日本人旅行者の集まる空港等に掲示した。</p>		
18	人身売買に起因して超過滞在を続けている外国人の中には、国籍を証明できない人もいます。このような無国籍者、無国籍児に対して、どのように対応しているのでしょうか。特別在留許可を出したケースがあれば、どの基準をご教示下さい。	法務省	<p>不法滞在の被害者に対しては、被害者保護の観点から、法的地位の早期安定化を図るため、</p> <p>帰国した場合の生命・身体等の危険性</p> <p>刑事手続きへの協力（加害者の訴追のための証人等）</p> <p>被害者の心身の状態、身体等の危険性</p> <p>などの事情を考慮し、在留を特別に許可することとしています。その後、継続して我が国での在留を希望する場合には、個別の事情を総合的に勘案し、在留期間更新や他の在留資格への変更を検討します。</p> <p>なお、無国籍者の実例はありませんが、仮に、無国籍者であっても、被害者保護の観点から行われる手続は同様です。</p>		
19	以前、ブローカーを逮捕する手段として通報をすれば賞金を出すというキャンペーンが行なわれたと記憶していますが、何人が通報し、何件ないし何人のプロ	警察庁	<p>【生活環境課】</p> <p>1. 警察庁では、平成19年10月から、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を運用している。</p> <p>これは、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名</p>		

	<p>ーカーの逮捕に成功し、賞金としていくら支払われたのか、ご教示下さい。</p>		<p>による事件情報の通報を電話により受け、これを警察に提供し、当該情報が事件の解決等に貢献したと認められた場合、情報の提供者に最高10万円の情報料を支払うものである。</p> <p>2. 3月末の時点で307件の情報が寄せられ、4件の事件が解決し、被疑者12名の検挙と被害児童2名の保護につながっているが、提供された情報からブローカーの逮捕につながった事例はない。</p> <p>また、現在までのところ、情報提供者のいずれからも情報料受領の申出はなく、情報料は支払われていない。</p>		
20	<p>人身売買問題に関する記述が中高校の教科書にあるのであれば、どの教科書にどのような形で記載されているのか、お知らせください。</p> <p>中高校の指導要領に人身売買問題に関する記載があるのかどうか、お知らせ下さい。</p> <p>今後、人身売買問題に関する啓発活動として、中高教育の中でどのような計画を持っているのか、お知らせ下さい。</p> <p>中高校の人権教育の中でどのように人身売買</p>	<p>文部科学省</p>	<p>1. 学習指導要領を踏まえ、教科書において個々の事項を具体的にどのように記述するかは執筆者の判断に委ねられていますが、人身売買問題については、中学校社会科（公民的分野）や高等学校公民科現代社会の教科書において、国際社会と人権を扱う中で、主に児童の権利が侵害される例として、記述がみられるところです。</p> <p>人身売買問題について記述されている教科書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会科（公民的分野） 大阪書籍 ・高等学校社会科現代社会 教育出版 ・高等学校社会科現代社会 三省堂 <p>2. 教育内容に関する全国的大綱的基準である学習指導要領においては、「人身売買問題」に係る直接の記載はありませんが、例えば高等学校学習指導要領では、「公民科」の「現代社会」の人権に関する学習において、（国際連合の採択した世界人権宣言、国際人権規約などの意義について理解させるとともに、）「国際社会における人権の擁護が、自国のみならず広く世界人類の共通の課題であることについて認識を深めさせる」こととしており、こうした学習の一</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>1. お手数ですが、左記記載の各教科書の該当頁（写し）を頂けないでしょうか。</p> <p>2. 今後、学習指導要領に「人身売買」に関する記述を付加するお考えはありますか。</p> <p>「各学校において人身売買問題について取り上げることも考えられます」とのことですが、実際に取り上げている学校数をご教示下さい。</p>	<p>1. 著作権の関係から困難</p> <p>2. 【文部科学省】</p> <p>先般お答えしたとおり、学習指導要領は、学校における教育内容に関する全国的大綱的基準であることに照らして、例えば、「人権の擁護」の大枠について指導すべき内容を示しており、実際にどのような内容を取り上げるかは、教科書会社や各学校の判断によります。</p> <p>また、文部科学省においては人身売買の問題等を実際に取り上げている学校数や事例等について特段の調査は実施しておりません。</p>

<p>が取り上げられているのか、教えてください。大学での人身売買問題に関する教育について、何らか対策は取られているのでしょうか。</p>	<p>環として、各学校において人身売買問題について取り上げられることも考えられます。</p> <p>(参考)</p> <p>高等学校学習指導要領(平成11年3月)(抄)</p> <p>第2章 第3節 公民</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 現代社会</p> <p>(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方</p> <p>Ⅰ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割</p> <p>世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら、<u>人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛、資本主義経済と社会主義経済の変容、貿易の拡大と経済摩擦、南北問題について理解させ、国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。</u></p> <p>(高等学校学習指導要領解説 公民編(抄)平成11年12月)</p> <p><u>人権については、国際連合の採択した世界人権宣言、国際人権規約などの意義について理解させるとともに、国際社会における人権の擁護が、自国のみならず広く世界人類の共通の課題であることについて認識を深めさせる。</u></p> <p>3. 学校教育における個別的人権課題に関する授業については、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じ、適切な課題を選んで取り上げ、学習を進めていくことが重要です。</p> <p>4. 人身取引(トラフィッキング)についても、こうした</p>	<p>「自国のみならず世界人類の共通の課題」とありますが、人身売買は外国で起きているだけでなく、日本がその主要な受け入れ国の一つであること、送り出し国の事情、受け入れ国の事情(日本には大きな需要があること等)などに踏み込んだ内容が学校教育で取り上げられているか否かについて、その実態をご教示下さい。</p> <p>3. 人身売買について児童生徒の理解力に応じた教材(教科書以外)は、現在、あるのでしょうか。また、今後あらたにそのような教材を開発するお考えはありますか。</p> <p>4. 性売買の需要を抑える、買わない人間を育てるための施策を人権教育の一</p>	<p>4.【文部科学省】買春などの具体的な問題の取扱いについては、児童生徒の発達段階等を十分に踏まえた上で、各学校において、適切に判断さ</p>
--	---	--	--

			<p>人権課題の1つであると認識しており、先般とりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」においても、個別的な人権課題の例として人身取引を明記しているところです。</p> <p>5. 大学における具体的な教育・研究に関する事項については、各大学が自主的に決定し、実施するものですが、文部科学省では、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定)等を踏まえ、各大学において適切に人権教育に取り組むよう促しているところであり、平成18年度においては、522大学が人権問題に関する授業科目を開設しているところです。</p>	<p>環などとしてとるお考えはないのでしょうか。</p> <p>5. 「人権問題に関する授業科目」と言っても、極めて広範囲の課題を扱っていることが予想されます。522大学のうち人身売買に関する授業を開設している大学数をご教示下さい。</p>	<p>れるべきであるが、学校教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づき、その教育活動全体を通じて人権教育を推進することとしており、これらの取組を通じ、児童生徒の人権尊重の精神の涵養を図ることが「買わない人間を育てる」ことにもつながるものと考えている。</p> <p>5. 【文部科学省】 人身売買に関する授業を開設している大学数については把握しておりません。</p>
21	学校教育以外の社会教育活動における人身売買問題への取り組みの内容(ガイドライン、資料の作成・配布など)を教えてください。	文部科学省	<p>1. 文部科学省では、学校教育以外の社会教育活動における人権教育を推進するため、平成16年度より人身売買問題への取組も含みうる「人権教育推進のための調査研究事業」を実施している。</p> <p>2. 当該事業においては、人権一般の普遍的関連からの取組や、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」における各人権課題(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など)に対する取組を推進するため、地域におけるそれぞれの人権に関する課題についての学習機会の充実方策等に関して、調査研究を実施している。</p> <p>平成19年度は、18都府県において75市区町村が実施している。本年度も、25都府県において89市区町村が実施予定(現在、契約手続き中)である。</p>	<p>【文部科学省】【法務省】</p> <p>1. 2000年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育啓発・推進法)に基づく年次報告書「人権教育・啓発白書」によると、平成17年版(05年)以来、「人身取引(トラフィッキング)事犯の適切な対応」という項目が新設され、毎年A4サイズで2頁の取組報告が行われています。</p> <p>ただ、その内容は、教育・</p>	<p>【法務省】</p> <p>法務省の人権擁護機関(人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門及び法務大臣が委嘱する人権擁護委員)では、広く国民一般に対し、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、基本的人権を侵害する深刻な問題であり、犯罪組織などが人を売買し、売春や過酷な労働を強要していることや人身取引は国際的な犯罪であり重大な人権侵害であることを周知するために、啓発冊子やチラシの配布等の啓発活動を行っています。</p> <p>また、人身取引を含む様々な人権問題について気軽に相談できる場所として各法務局・地方法務局に人権相談所を開設していること、外国人のための人権相談所を開設し、英語をはじめとする通訳が対応していること、インターネットでも相談に応じていること等を周知しています。</p>

			<p>啓発に関しては啓発ポスターの写真程度にとどまり、法務省所管である加害者取締りや被害者保護に関することに大半のスペースがさかれています。人権教育啓発・推進法を実施していくうえで、人身取引の問題をどうとらえ、誰をトレーナーとして、どんな人達に何を啓発していく方針であるかについて、具体的にお知らせください。</p> <p>【法務省】</p> <p>2 . 「人権教育・啓発白書」における人身取引に関する記述は平成 17 年版（05 年）から始まりましたが、その年のみ「女性」の項目に含まれており、翌 18 年版と 19 年版（20 年版は現時点で未刊）は、「その他の人権課題」の項目の一つに移行しています。人身取引を女性に対する暴力に限定することなく、男性被害者も明確に対策の対象とするならば、「その他の人権課題」に移行させる必要</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>現在、文部科学省で実施している「人権教育推進のための調査研究事業」においては、事業実施団体において、地域の実情等に応じ、人権課題を選択し、その人権課題を解決するために有効な学習機会の充実方策や学習プログラムの開発、あるいは、指導者研修の充実方策や情報提供の在り方等について、調査研究を行っている。今後も、本事業の活用をとおして、人身取引の問題を含めた、各地域での人権教育推進のための取組を促してまいりたい。</p>
--	--	--	--	---

				<p>がありますが、内容を読む限り、被害者＝女性と解釈できそうです。「白書」の中で人身取引が「その他の人権課題」に移されてしまった理由を、お知らせ下さい。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>3、国立女性教育会館の調査研究事業として、平成18年度「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」がなされ、とくに需要や教育啓発に関して提言がなされ、報告書が刊行されています。この成果を具体的にいかしていく予定について教えてください。</p>	<p>【法務省】</p> <p>平成17年版人権教育・啓発白書では、人身取引に関する記述は、「女性」の項目に盛り込まれたが、女性だけでなく子どもの人権課題にも関連する人権課題であることから、平成18年版人権教育・啓発白書からは、「その他の人権課題」に盛り込むこととしております。</p>
--	--	--	--	---	--

					<p>3.【文部科学省】</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館では、調査研究の成果をもとに、人身取引に関する展示パネルを作成し、研修で活用するとともに、地方公共団体等に貸出しているところであり、更なる活用に向け、努めてまいりたい。</p>
22	<p>人身売買被害者と認定された非日本国籍者の日本国内での保護のために、ODA 資金を使う計画はあるのかどうか、お知らせ下さい。また、そのような計画があれば、その内容、実施時期、規模（予算）実施体制についてお知らせ下さい。</p>	<p>外務省</p>	<p>1. 我が国は、2005年度より、IOMの「トラフィッキング被害者帰国支援事業」への拠出を開始し、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援を実施している。同事業に対する我が国のODA 予算による拠出実績は、平成17年度USD155963,平成18年度USD322000、平成19年度USD300000。平成20年度はUSD300000を拠出する予定。2008年5月20日までに、合計134名の被害者に対し帰国及び社会復帰支援を実施した。</p> <p>2. IOMによる同事業を通じたトラフィッキング被害者に対する支援のうち国内で行われるものとしては、たとえば、帰国を希望する被害者に対し、プロのコウンセラーによる母語での面接・意思の確認、被害者としての権利とオプションの説明、様々な関係機関との連絡、帰国した場合の安全面での確認、帰国便及び渡航文書の手配、帰国の際の出入国手続に関する細かい説明、本国への移送、空港における出国支援とその調整等がある。また、未成年や健康面で不安のある被害者等のためには帰国同行サービスを行う場合もある。</p>	<p>【外務省】【厚生労働省】</p> <p>1. 日本国でNGOが行う人身取引被害者保護活動や人身取引防止啓発活動などのために、ODA資金ないし他の政府資金を用いるための方策をご教示ください。たとえば、シェルターの運営費用、関係機関職員に対する研修、学校や一般社会への啓発などに要する費用です。</p> <p>2. IOMを通じた左記支援は承知しておりますが、さらに被害者の自立支援を日本国内および本国内で行う必要があると思料いたします。その資金を日本政府が拠出するための方策をご教示ください。</p>	<p>【外務省】</p> <p>日本のNGOが活用できる資金としては「日本NGO連携無償資金」および「NGO事業補助金」等があるが、右はNGOが途上国で実施する事業に対する支援であり、日本国内における事業に対して右を活用することはできない。</p> <p>我が国は、国際機関への拠出、無償資金協力等を通じてトラフィッキング被害者の自立支援を含む人身取引対策を積極的に支援している。</p> <p>たとえば、IOMの実施する「トラフィッキング被害者帰国支援事業」への拠出の他にも、人間の安全保障基金を通じ、人身取引対策を取り扱った事業を支援しており、2006年には、国際労働機関（ILO）が実施する「タイ・フィリピンに於ける帰還したトラフィッキング被害者の経済社会的エンパワーメント事業」に対し、同基金を通じ約2億1,155万円の支援を行った。</p> <p>更に、開発途上国のNGO等が現地において実施する原則1,000万円以下のプロジェクトに対し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援を行っている。2005年にはタイにおける国際NGO（バンコクキリスト教青年会財団）が、人身取引被害者の送り出し地域である最貧県のパヤオ県において、人身取引及び被害者支援に係る啓蒙活動を行う施設を</p>

					<p>建設するためのプロジェクトに約985万円の支援を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引被害者保護活動を行うNGO等に対し、婦人相談所が一時保護を委託した場合に支払われる一時保護委託費、 ・婦人相談所がNGO等に所属する通訳を含め、通訳を雇用した場合の費用である通訳 雇上費、 <p>を予算計上している。</p> <p>このほか、都道府県が職員等に対し研修を企画する場合の費用として、職員研修費を計上しているが、都道府県が研修を企画する際には、NGOに講師を依頼することも多いと承知している。</p>
23	JBICとADBの共同による人身売買問題に対する取り組みの進捗状況と今後の予定をお知らせ下さい。	外務省	<p>1 . A D Bは、自身で設定している地域協力戦略(Regional Cooperation and Integration Strategy)において、人身取引の問題を、柱の一つである地域公共財の協力の中の重視すべき事項として位置づけていると承知している。</p> <p>2 . かかる取り組みを行っているA D Bの関係者と、J B I Cは人身取引問題への取り組みや援助をする上で考慮すべき点等に関する情報共有・意見交換を平成19年1月から開始した、との報告をJ B I Cより受けている。</p> <p>3 . また、J B I Cは、引き続き、円借款事業の実施における人身取引問題について、右問題への適切な配慮や右問題を踏まえた支援の在り方を検討していく予定であると承知している。</p>		
24	本年10月以降、JICA	外務	人身取引全般に対し、新JICAにおいても、個別要請案		

	と JBIC が統合された後の、人身売買問題に対する取り組みの体制がどうなるのか、お知らせ下さい。	省	件ごとに必要に応じ対応を検討することとしていますが、新たに担当部署を設けるといった体制構築は現時点では想定していません。		
25	2007年度に JICA が実施した人身売買に関する調査報告書とは何か？お知らせ下さい。また、同報告書を提出下さい。	外務省	2007年度にタイにおける JICA の人身取引被害者支援の案件形成のため、人身取引対策に関する調査（タイの現状把握と協力の可能性に関する情報収集）を実施しました。当該報告者は、現在ドラフト段階のもので、提出することができませんが、完成後、一般公開する予定です。		
26	人間の安全保障基金、また ILO（帰国者の社会統合支援）に拠出した資金の用途について具体的に、どのような事業に使われて、どのような効果があったのか、支出額の内訳も含めて説明下さい。また、事業が終了していない場合には、中間報告を提出して下さい	外務省	<p>1．これまで、我が国は、人間の安全保障基金を通じて、人身取引問題を取り扱った事業として、8 案件（予算総額：6915357.43 ドル）を支援してきています。各案件の概要は別添の通り。</p> <p>なお、質問にある ILO（帰国者の社会統合支援）についても、人間の安全保障基金による支援案件を指すものと思われます。</p> <p>2．8 案件のうち、（1）～（4）及び（6）の5 案件については、最終報告書が提出されており、（5）の案件については中間報告書が提出されていますが、その他（7）及び（8）の2 案件については、事業が開始されて間もないため、まだ中間報告書は作成されていません。</p> <p>以上を踏まえ、（1）～（4）及び（6）の5 案件については、案件承認時のプロジェクト・ドキュメント及び最終報告書、（5）の案件については、案件承認時のプロジェクト・ドキュメント及び中間報告書に基づき、それらの事業における資金の用途、効果についてとりまとめ別添の通り。</p>	<p>【外務省】</p> <p>日本政府は、国際社会での貢献をアピールするためにも、国連の人間の安全保障基金を通じて人身取引対策に関わる事業（帰国後の被害者を支援している N G O などに對して）を世界各地で実施していると認識していますが、実施機関は UNODC や ILO をはじめ国連機関であることから、あいだにクッションが入りすぎ、時間的なロスやコスト増になっているのではないのでしょうか。今後は、人身取引対策については「顔の見える国際協力」と位置付</p>	<p>【外務省】</p> <p>人間の安全保障基金は、人身取引、貧困、保健、教育といった相互に密接に関連する諸問題に対しては包括的に対処する必要のあるとの観点から、これらの問題を専門としている複数の国連機関が N G O や市民社会、政府、地方自治体等とも連携しつつ、長期的な地域コミュニティの開発、自立までも視野に入れたプロジェクトを支援するという特色を持ったスキームです。同基金は、我が国が推進する「人間の安全保障」の理念の普及に貢献するものであり、国際社会からも高く評価されています。政府としては、今後もニーズに応じて同基金の特色を活かした支援を行っていく考えです。</p> <p>御指摘の二国間協力については、「顔の見える国際協力」の推進も念頭に置きつつ、10月以降の新 JICA においても、被援助国からの要請も踏まえ、緊急度や意義等を勘案の上、個別要請案件ごとに対応を検討してまいります。</p>

				<p>けて、従来からの「草の根無償・人間の安全保障資金協力」に加えて、新 JICA を通じた 2 国間協力をシフトし、質的・資金的に拡充していくべきではないでしょうか。</p>	
27	<p>母国に帰国した人身売買被害者に対して IOM が支援を行っていると聞いていますが、何処までフォローアップをしているのでしょうか。また、日本の政府開発援助は帰国後の人身売買被害者の支援活動のどこまでを対象とすることができるのでしょうか。</p>	<p>外務省</p>	<p>1 . 人身取引被害者の帰国後は、被害者が家族やコミュニティーへ精神的・社会的・経済的に復帰できるよう、母国に所在する I O M 事務所が、包括的な社会復帰支援やフォローアップ・ケアを実施している。</p> <p>主な支援内容は、到着時の支援、シェルターの提供、最終目的地までの支援、医療・精神ケア提供、法律相談、経済的支援、社会復帰のモニタリングと評価であり、これらを個々のニーズと要望に基づき行っている。なお、経済的支援の内容は、再就学、職業訓練、起業支援等、個々の被害者の希望等によりことなる。</p> <p>2 . なお、被害者に対する社会復帰期間については、一概に決定し得るものではない。例えば、未成年者の場合は、トラウマが激しかったり、親族が人身取引に加担しているケースがあったり、再就学の必要があるなどの理由で、フォローアップの期間は必然的に長くなる。</p> <p>3 . 我が国は、2 0 0 5 年度より、I O M の「トラフィッキング被害者帰国支援事業」へ救出しており、右を通じて、上記の被害者の帰国後の社会復帰支援を行っている。</p>		